

## 千葉市環境教育等基本方針（素案）

# 第1章 方針の基本的事項

## 1 方針の改定にあたって

本市では、千葉市環境基本条例（1994(平成6)年12月）及び千葉市環境基本計画（1995(平成7)年3月策定、2002(平成14)年、2011(平成23)年改定）に基づき、千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針を2005(平成17)年3月に策定しました。当該基本方針では、各主体が環境保全・創造の意欲の増進、環境教育及び環境保全活動を進めていくうえでの方向性を示すとともに、それを促進するために市が進める施策の方針を明らかにし、環境教育等の取組みを推進してきました。

しかしながら、第2章に記載のとおり、国内外における環境教育を取り巻く状況に大きな変化が生じています。本方針は、これらの変化に対応し、更に効果的な環境教育を推進するため、新たに策定するものです。

「環境教育」は、環境教育等促進法<sup>※1</sup>において「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」と定義されています。

本方針においても環境教育の定義は同法と同じとし、教えるという意味の「教育」の視点及び自主的・積極的な「学習」といった視点の両方を取り入れます。

また、あらゆる場において学びの機会があるという観点から「家庭」、「学校等（学校、幼稚園、認定こども園・保育所等）」、「社会（地域、NPO等、事業者）」におけるそれぞれの役割の方向性を示すとともに、市が実施する施策を定めます。

## 2 方針の位置付け

本方針は、千葉市環境基本条例第19条の規定に基づき基本方針として策定し、千葉市環境基本計画における「千葉市の目指す環境像」を実現させるための、環境教育の取組みの方向性を示すものです。また、環境教育等促進法第8条の規定に基づく行動計画として位置付けます。

なお、本方針は、千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針（2005(平成17)年策定）に代わるものです。



※1 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（2011(平成23)年6月公布）」の略称。

### 3 計画期間

本方針の計画開始年度は、2021(令和 3)年度とし、計画期間については、次期環境基本計画との整合性を図りながら推進していきます。

## 第2章 改定の背景

### 1 環境教育を取り巻く動向

#### (1) 世界の動向

1987(昭和 62)年に、「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が公表した報告書「われら共有の未来（Our Common Future）」の中心的な考え方として、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるような開発」という「持続可能な開発」の概念が取り上げられました。

1992(平成 4)年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）においては、持続可能な開発についての国際的な取組みに関する行動計画である「アジェンダ 21」が採択され、この「アジェンダ 21」の第 36 章「教育、人々の認識、訓練の推進」の中で持続可能な開発のための教育の重要性とその取組みの指針が盛り込まれました。

2002(平成 14)年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」において、日本が「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の 10 年」を提唱しました。2005(平成 17)年から 2014(平成 26)年までの 10 年を「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」とし、ユネスコが主導機関に指名されました。

2014(平成 26)年に開催された「ESD に関するユネスコ世界会議」では、国連 ESD の 10 年の後継プログラムとして、「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が採択されました。

2015(平成 27)年 9 月にニューヨークの国連本部で開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。アジェンダは、人間、地球及び反映のための行動計画として、宣言及び目標を掲げており、この目標が 17 のゴール・169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」です。SDGs は地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであるとされています。

#### ESD と SDGs

**ESD**（**E**ducation for **S**ustainable **D**evelopment : 持続可能な開発のための教育）とは、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育であり、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。

ESD は持続可能な社会の担い手づくりを通じて、SDGs の 17 のゴールすべての達成に貢献するとされています。



SDGs の 17 のゴール

## (2) 日本の動向

### 【環境教育等促進法と環境教育基本方針】

環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていることや、国連「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の動き、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要があることから、環境教育推進法<sup>※2</sup>（2003(平成15)年10月施行）の改正法として環境教育等促進法が2011(平成23)年6月に交付されました。同法に基づく環境教育基本方針<sup>※3</sup>が2012(平成24)年6月に閣議決定され、2018(平成30)年6月に同方針の変更について閣議決定されました。同方針では、持続可能な開発目標（SDGs）や持続可能な開発のための教育（ESD）の実践を踏まえ、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てることが必要である等の内容が盛り込まれました。

### 【学習指導要領】

2007(平成19)・2008(平成20)年に改訂された学習指導要領では、持続可能な社会の構築の観点が含まれました。2017(平成29)・2018(平成30)年に改訂された新学習指導要領では、前文及び総則に、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられ、社会科や理科、家庭科など関連の深い教科を中心に、環境教育に関わる内容が充実しました。

## 2 これまでの千葉市の環境教育の取組み

本市では、千葉市環境基本条例（1994(平成6)年12月）及び千葉市環境基本計画（1995(平成7)年3月策定、2002(平成14)年、2011(平成23)年改定）に基づき、千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針を2005(平成17)年3月に策定しました。以降、当該基本方針に基づき、環境教育の取組みを推進してきました。

### (1) 本市の取組みの状況

千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針（2005(平成17)年3月策定）の3つの柱に基づき、事業を実施してきました。

※2 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の略称。

※3 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の略称。

(主な実施事業)

**1 環境保全・創造の意欲の増進（環境保全活動に積極的・継続的に取り組める環境づくり）**

- ・普及啓発事業（環境フェスティバル、自然観察会等）
- ・拠点・フィールドの整備・活用（公園緑地の整備や里山・谷津田等の保全等）
- ・環境情報の収集及び提供（環境白書による環境情報の提供、市 HP での情報提供等）
- ・環境保全活動への支援（自主活動補助金等）

**2 環境教育の推進（体系的・継続的に様々な機会を活用して環境教育を推進）**

- ・学校における環境教育の推進（環境学習モデル校、環境教育教材の製作・配布等）
- ・職場における環境教育の推進（地球環境保全協定の普及）
- ・地域における環境教育の推進（公民館における環境教育講座の実施等）

**3 市、市民、民間団体等の協働（各主体の特性を活かした連携した取組みを推進）**

- ・パートナーシップの構築（パブリックコメント制度等）
- ・協働事業の充実（エコメッセ等）
- ・人材の育成及び活用（スキルアップ講座の開催等）

<環境教育に関連する年表>

世界の動向	国の動向	市の動向
1987 環境と開発に関する世界委員会 (ブルントラント委員会)		
1992 国連環境開発会議 (地球サミット)	1993 環境基本法制定	1994 環境基本条例制定 1995 環境基本計画策定
2002 持続可能な開発に関する首脳会議 (ヨハネスブルグ・サミット)	2003 環境教育推進法施行 2004 環境教育基本方針が 閣議決定	2002 環境基本計画改定
2005 国連持続可能な開発のための教育 (ESD) の10年開始	2007 ↑ 学習指導要領改訂 2008 ↓	<b>2005 環境教育基本方針策定</b>
2012 国連持続可能な開発会議 (Rio+20)	2011 環境教育等促進法に改正 2012 環境教育基本方針が 閣議決定	2011 環境基本計画改定
2014 ESDに関するユネスコ世界会議 2015 国連サミットにおいてSDGsが採択	2017 ↑ 学習指導要領改訂 2018 ↓ 環境教育基本方針の変更が 閣議決定	

## (2) 環境教育の課題

近年の地球温暖化を含む気候変動や、廃プラスチックの問題等、環境上の課題は、非常に多くの分野にわたり、刻一刻と変化しています。そうした課題に主体的に取り組んでいくためには、一過性の学びに留まらない、幼少期から高齢期に至るまで幅広い世代で、環境について常に意識し、学び、実践していくことが必要です。

また、SDGs や ESD に代表されるように、環境教育が貧困・平和・福祉などの様々な社会・経済問題と結びつきつつあり、より総合的・統合的な観点からの環境教育や、他分野の教育との連携・統合が求められています。

そのような中、本市においては、各主体において積極的に環境教育に取り組んできたところですが、アンケートやヒアリング等の調査により、その実施に際して主体ごとに課題が挙げられています。

### 【家庭】

東日本大震災以降、節電をはじめとする意識や行動の高まりが見られたものの、環境配慮行動の実践状況や、家庭における温室効果ガス削減量等を見ると、まだまだ環境への関心が高まっているとは言えない状況です。

### 【学校】

環境について学ぶ時間・内容等に学校ごとにかなりのばらつきが見られるとともに、通常授業のカリキュラムが逼迫している状況で、環境教育に特化した時間を割くことが難しいという声が多く挙がっており、通常授業のカリキュラムの中で実施できる環境教育の情報や教材等の提供、教職員への環境教育に関する研修等が求められます。

また、幼少期からの教育という点では、小学校低学年において環境教育に触れる機会が少ないとともに、未就学児への施策は実施されていませんでした。

### 【事業者・NPO 等】

参加者の確保をはじめ、活動の広報・PR 方法、各主体の相互の連携の構築、担い手不足等が課題として多く挙がっています。したがって、情報の収集及び発信、ネットワークの構築、人材の育成等の支援が求められます。

## 第3章 環境教育の方向性

### 1 基本理念

県内随一の人口規模と産業集積を有する大都市である千葉市の発展は、活発な事業活動を抜きに語ることはできません。経済活動を発展させつつ、身近な自然を守るとともに、地球規模での環境問題の解決にも貢献し、持続可能な社会として次世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが、人間と環境の関わりを正しく理解するとともに、環境に対する人間の責任と役割を自覚し、環境問題を自らの課題として捉え、主体的に、生涯にわたり、環境保全活動に取り組んでいくことが大切です。

家庭・学校等・社会（地域、事業者、NPO 等）・行政がそれぞれの立場から、環境の保全・創造に向けて取り組むまちの実現を目指し、ESD を踏まえた環境教育を推進します。

### 2 推進にあたっての視点

#### （1）世代・分野を超えた協働取組

環境教育に関する取組みは、自分の世界と違った世界をつなげるという視点が重要です。また、SDGs や ESD に代表されるように、環境教育が貧困・平和・福祉などの様々な社会・経済問題と結びつきつつあり、より総合的・統合的な観点からの環境教育や、他分野の教育との連携・統合が求められています。世代、組織、地域および分野をつなげ、多角的な視点を盛り込んで、各主体が相互に連携して活動を行う「協働取組」を推進していきます。

#### （2）体験活動を通じた主体的・対話的で深い学び

自然体験のみではなく、社会体験、生活体験および交流体験等も幅広く推進し、インプットだけではなく、アウトプットも学びのプロセスに取り込むことで、体験活動を通じて、これまでになかった気づきや感動、自尊感情や創造性の向上等の効果が期待されます。

体験の場として、行政だけではなく地域や民間企業の「体験の機会の場」を活用し、各主体との連携により体験活動の実践を積極的に推進していきます。

#### （3）持続可能な社会の実現に向けた人材育成

環境における様々な課題には、一人ひとりが主体的に取り組む必要がありますが、そのような中でも環境保全に関する専門的知識を有し、取組みをけん引する人材が不可欠です。

人材の育成や認定事業を推進するとともに、そのような人材が学校や地域において活用できるよう、積極的に情報提供等を行っていきます。

#### （4）ICT等の積極的な活用

文部科学省による GIGA スクール構想を踏まえた教育環境の整備が進められており、今後学校においては、児童生徒が一人一台の端末を用い、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用した教育が推進されていきます。環境教育においても ICT を活用することで、学校内に留まら

ず、デジタル教材等の活用による環境教育の充実や、インターネットを利用した協働取組、デジタル技術の導入による体験活動等が期待されます。

ICT 等を活用した新たな環境教育手法について検討するとともに、従来の事業等においても ICT 等を活用することで、より効果的な環境教育の実践を推進します。

### 本方針と SDGs との関係

SDGs は、17 のゴール (Goal) 、169 のターゲット (Target) 、244 (重複を除くと 232) の指標 (Indicator) の三層構造となっています。ゴールは長期的なビジョンに近く、ゴールの下に、より詳細で具体的なターゲットが設定され、さらにターゲットの下にこれらの目標の達成に向けた進捗状況を定量的・定性的に測るための指標が設定されています。SDGs では、まずは 2030(令和 12)年のあるべき未来像をゴールとして示し、その実現に向けて、指標を活用しつつターゲットを達成していくという、バックカスティングのアプローチが取られています。

本方針で盛り込まれた様々な施策は、SDGs の様々なゴール・ターゲットに関わってきます。その関わり方は、SDGs のゴール・ターゲットと一対になるものもあれば、一つの取組みが複数のゴール・ターゲットに同時に効果を及ぼす取組みもあります。また、様々な取組みが、お互いに好影響を及ぼし合い、相乗的な効果を及ぼす場合もあります。

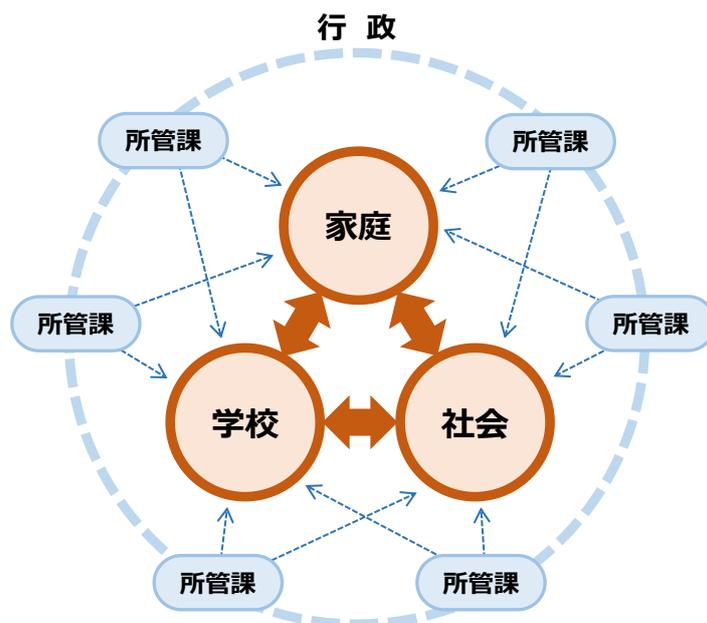
本方針の中でも重要である ESD は、持続可能な社会の担い手づくりを通じて、SDGs の 17 のゴールすべてに貢献するとされていますが、本方針では、SDGs の中でも特に 4.7、12.8、17.17 を全施策に共通する主なターゲットとし、その他のゴールについても各施策において関連付けて、達成に向けて推進していきます。

<b>ゴール4 質の高い教育をみんなに</b>	
 <p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>ターゲット4.7</b></p> <p>2030(令和12)年までに、持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性と文化が持続可能性にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得できるようにする。</p>
<b>ゴール12 つくる責任つかう責任</b>	
 <p><b>12</b> つくる責任つかう責任</p>	<p><b>ターゲット12.8</b></p> <p>2030(令和12)年までに、あらゆる場所の人々が持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p>
<b>ゴール17 パートナリシップで目標を達成しよう</b>	
 <p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>ターゲット17.17</b></p> <p>さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

## 第4章 各主体の役割及び市が実施する施策

### 1 各主体の役割と取組み

経済活動を発展させつつ、身近な自然を守るとともに、地球規模での環境問題の解決にも貢献し、持続可能な社会として次世代に引き継いでいくためには、家庭、学校等、社会（地域、NPO等、事業者）、行政のすべての主体が、自らの役割を認識して、連携を図りながら環境教育の取組みを推進し、好循環をつくることが不可欠です。



#### (1) 家庭

##### 【役割】

家庭は、基本的な生活習慣や社会規範を身につける場であり、家庭での体験や学びが将来の考え方や行動に大きな影響を与えることから、「人づくり」のための重要な役割を担っています。

日頃から、学校や職場、地域で学んだことを家庭で話し合い、お互いに学びあって理解を深めることで、多世代間で環境の意識を共有し、日々の暮らしや生活習慣を環境に配慮した形に見直していくことが期待されます。

##### 【家庭での取組み】

- ・自宅の庭や近所の公園など日常生活で身近な自然に触れる機会を持つ。
- ・社会的課題の解決に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行う（エシカル消費）。
- ・本市や事業者等が提供する環境学習の場や機会を積極的に利用する。
- ・学校や職場、地域等で身につけた知識やこれまでに身につけた知恵を世代間で共有し、実践する。
- ・資源の重要性を認識し、省エネを意識した生活に努める。

## (2) 学校等

---

### 【役割】

学校等は、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える場であるとともに、直接的に環境を学ぶ場として、環境に関する意識醸成、知識習得の基盤となる、環境教育において最も重要な役割を担っています。また、学校等における環境教育が将来世代に大きな影響を与えることはもちろん、学校等での学びが、家庭・社会にも反映され、多世代に広範囲に派生します。

### 【学校等での取り組み】

#### ● 幼稚園・保育所・認定こども園

- ・遊びや体験を通じて、楽しみながら自然や環境に対する興味や関心を持たせ、豊かな感受性を育てる

#### ● 小・中・高等学校・特別支援学校

- ・様々な場所・場面で環境について触れ、身近な物事と環境が密接に関わっていることを理解する
- ・理科・社会・家庭科等のカリキュラムの中で、環境に関する知識を身につける
- ・学校等で開催される事業者や行政による出前講座等をきっかけに関心・理解を深め地域の活動等に積極的に参加する

#### ● 大学等の高等教育機関

- ・専門性を活かし、環境学習等の指導者や環境に配慮できる技術者の養成
- ・NPO等、事業者、地域、行政等と連携・協働した環境学習等の取り組みや環境問題解決に向けた研究の実施
- ・ボランティア等とおした環境活動等に具体的に取り組む機会の創出

## (3) 社会（地域・NPO等・事業者）

---

### ● 地域

#### 【役割】

地域は最も身近な社会であり、地域社会の環境保全活動の活性化は、身近な環境に関心を持ち、地域やふるさとへの理解・愛着心の醸成につながります。一人ひとりが地域の一員としての認識を持ち、自治会、子ども会、老人クラブなど多様な地域団体が関わる中で、地域についての環境学習や環境保全活動が積極的に展開されることを目指します。

#### 【地域での取り組み】

- ・地域の行事や拠点を活用して地域の環境配慮の気運を高める
- ・身近な地域の環境を学習フィールドとして活用する
- ・自らの環境保全活動を発信し、目的を共有することで、環境保全活動の幅や機会を充実させる

### ● NPO等

#### 【役割】

NPO等は、社会的な課題や、身近な課題に取り組む等様々な目的を持って活動しています。それぞれの団体が個々の活動に留まらず、団体間の連携を図ることで、環境学習の地域やテーマ・対象者を網羅的に捉えるとともに、当事者同士の交流により活動の気運を高め、より大きく展開することを目指します。

### 【NPO 等による取組み】

- ・活動で蓄積した知識や経験を活かした環境学習を実施する
- ・行事等に積極的に参加し、環境学習の機会を提供する
- ・自らの環境保全活動を発信し、目的を共有することで、環境保全活動の幅や機会を充実させる
- ・団体間の連携・協働を進め、環境保全活動の幅や機会を充実させる

### ●事業者

#### 【役割】

事業者には製品・サービスのライフサイクル全体を通じて環境負荷低減に努めることが求められ、その取組みは従業員の環境意識を高めます。また、事業者における環境保全活動は、従業員のみならず、材料調達から製造、販売を通じて関係するサプライチェーンの事業者や消費者、社会貢献活動（CSR）の成果を享受する地域住民にも影響を与えます。

#### 【事業者による取組み】

- ・事業活動が環境に与える影響を把握し、多様な主体にわかりやすく情報提供する
- ・助成制度も活用しながら、ステークホルダーとともに事業活動での環境負荷低減を進める
- ・環境に配慮した部材の購入などを通じて、グリーン市場の拡大に努める
- ・ESG 投資の対象となるような環境、経済、企業統治への配慮を行った事業活動の推進を図る
- ・環境に配慮した自社製品・サービスの PR や環境ラベルを通じた啓発を通じて、環境配慮への気運を高めることに寄与する
- ・専門的な知識や技術を活かした出前講座や、施設等での見学・体験の受入れを行い、環境学習の機会を提供する

## （４）行政

---

#### 【役割】

行政には環境教育の機会提供のみならず、各主体の取組みや活動を促進していくことが求められます。市内で実施されている環境教育の機会や環境保全活動の情報を収集し、市全体での環境学習の気運を高め、各取組みや活動を支援していく必要があります。また、効率的・効果的に環境教育の取組みを推進していくために、本市における関連部署との連携、また他の行政機関との連携をより一層推進していく必要があります。

一方で、事業者として事務事業に伴う環境負荷の低減を図るための取組みを行います。

#### 【行政による取組み】

- ・環境啓発を積極的にを行い、環境学習の機会を充実するとともに、環境行動の促進を図る
- ・環境学習施設や身近な自然などの地域資源を活かし、効果的な環境学習を実施する
- ・本市の環境の状況を積極的に発信することで、各主体と地域全体の課題を共有する
- ・各主体が実施する環境学習講座や環境保全活動等の開催情報をとりまとめ発信することで、環境学習の機会を十分活用できるようコーディネートを行う
- ・省資源、省エネルギー等の環境配慮の取組みを率先して行う
- ・助成制度等を通じて、市民や事業者などの取組みを促進する

## 2 市が実施する施策

「第4章2 市が実施する施策」について、内容の詳細は調整中。  
第1章～第4章1を受けて、施策内容や記載方法等検討し、  
記載する予定。  
※現時点での案は、以下のとおり、市が実施する施策を主体ごとに  
整理し、記載していきたいと考えています。

### (1) 家庭に向けた施策

---

- ・エコライフカレンダー（環境家計簿）の配布
- ・地球環境保全ポスターの募集・表彰・各種講座等の実施
- ・各種普及啓発

### (2) 学校等に向けた施策

---

- ・環境学習モデル校
- ・環境教育教材
- ・ごみ分別スクール
- ・食品ロス削減啓発
- ・太陽光発電設備等の教材としての活用
- ・教職員への研修や勉強会の開催

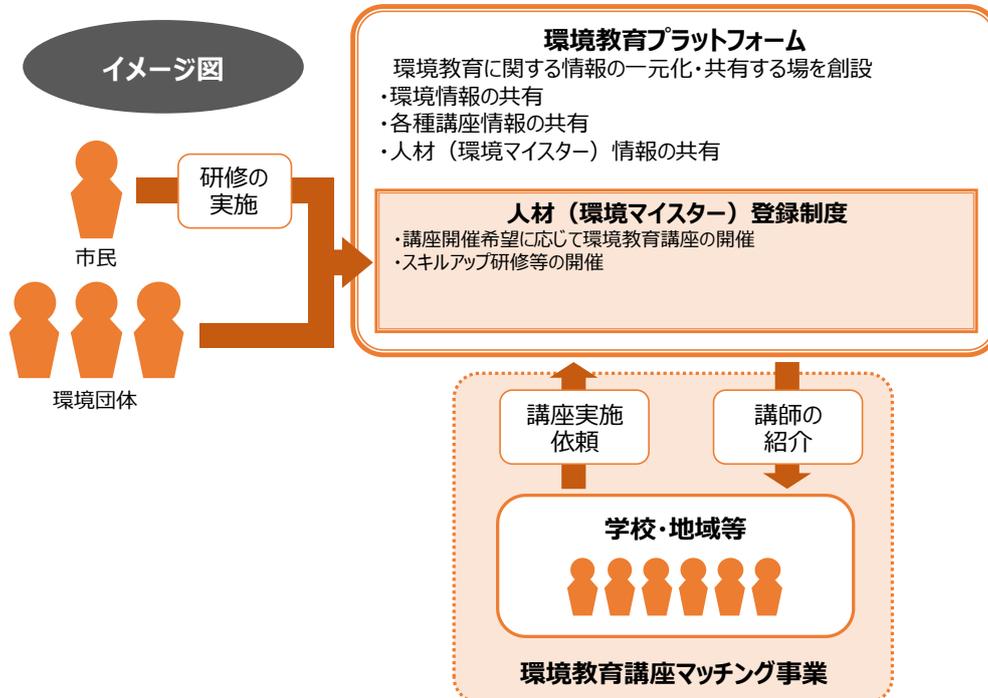
### (3) 社会（地域・NPO等・事業者）に向けた施策

---

- ・体験の機会の場の認定
- ・地球環境保全協定
- ・活動の支援
- ・イベント等への協力及び出展
- ・人材育成事業（スキルアップ講座）
- ・各種講座等の実施（再掲）
- ・各種普及啓発（再掲）

#### (4) 全主体に共通する施策

- ・環境教育プラットフォームの創設
- ・人材登録制度（マイスター制度）
- ・環境教育講座マッチング事業



## 第5章 環境教育の推進と進捗管理

### 1 環境教育の推進

本方針の着実な推進を図るため、取組みの状況等を毎年把握したうえで評価を行い、方針及び取組みの適切な見直しを継続的に行います。このため、本方針の進捗管理は、PDCA サイクルの一連の手続きに沿って実施します。

<b>Plan (計画)</b>	方針の進捗状況や国内外の状況等を踏まえ必要に応じて方針を改定するとともに、関連施策の検討・見直しを行います。
<b>Do (実施)</b>	方針で定めた目標の達成に向け、個別の施策・事業を実施します。その際、本市の各部局と整合・調整を図りながら施策を推進していきます。
<b>Check (点検・評価)</b>	本方針の目標等の達成状況を把握するため、指標等により環境活動の推進状況を把握し、公表します。
<b>Action (見直し)</b>	環境活動の推進状況等の結果により、今後さらに推進すべき施策や改善すべき点等を整理し、次年度以降の取組み等に反映します。また、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 2 環境教育の進捗管理

本方針の実行性を確保し、着実な推進を図るためには、指標を設定し取組み状況を定期的に把握したうえで評価を行うことが重要です。

本方針の指標には、施策の成果を確認するため、以下の目標を設定します。

**「第5章2 環境教育の進行管理」**の中における目標設定については、内容の詳細は**調整中**。

第4章2を受けて、目標値を設定する予定。

※現時点では、以下の目標設定を検討しています。

以下の項目について、施策内容とあわせて整理する予定。

- ・環境関連行事・講座等開催回数（参加者数）
- ・啓発回数